

精神障がい者に対する公共交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めている。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行され、時を同じくして栃木県障害者差別解消推進条例も施行され、共生社会への法整備は着実に前進している。

障がい者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保は必要不可欠である。

国においては、各公共交通事業者に対して、精神障がい者の運賃割引について理解と協力を求めているものの、鉄道、バスを初めとする公共交通機関では、身体障がい者及び知的障がい者に対する運賃割引制度を設ける一方で、精神障がい者を対象としているものは一部にとどまり、同じ障がい者でありながら身体障がい者及び知的障がい者とは大きな格差が生じている。

よって、国においては、精神障がい者に対する公共交通運賃割引制度についても、早急に身体障がい者及び知的障がい者と同様に適用対象とするよう、公共交通事業者に対して必要な措置を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成29年3月22日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	あて
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		
衆・参両院議長		